横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申 (答申第511号)

平成19年8月9日

横情審答申第511号平成19年8月9日

横浜市長 中田 宏様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会 会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ く諮問について(答申)

平成19年5月16日こ北児第72号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定の番号及び日付の一時保護通知書の根拠となった特定の病院からの通報内容」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「特定の番号及び日付の一時保護通知書の根拠となった特定の病院からの通報内容」の存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「特定の番号及び日付の一時保護通知書の根拠となった特定の病院からの通報内容」(以下「本件申立文書」という。)の開示請求(以下「本件請求」という。)に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が平成19年3月8日付で行った非開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

実施機関は、本件申立文書について、横浜市の保有する情報の公開に関する条例 (平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第9条に該当するため、 その存否を明らかにしないで非開示としたものであって、その理由は次のように要約 される。

- (1) 仮に、本件申立文書が存在したとしても、それは個々の児童について作成・取得された文書となるため、個人に関する情報であって当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第2項第2号に基づき非開示の決定を行うことになる。
- (2) さらに、本件は、特定の文書番号及び日付による一時保護通知書を指定し、その作成の根拠となった通報内容を開示請求するものであるため、非開示の決定に際して、そのような行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の児童に関し病院から児童相談所に通報があったか否かという、それ自体が条例第7条第2項第2号に基づき非開示として保護されるべき情報を明らかにしてしまうことになる。
- (3) なお、条例に基づく開示請求に係る決定は、開示請求者が誰であるか、また、開示請求者が請求対象行政文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかといった、個別的事情を考慮して行うものではない。
- (4) したがって、条例第9条に基づき、本件申立文書の存否を明らかにしないで本件 請求を拒否することとした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人(以下「申立人」という。)が、異議申立書において主張している本件 処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件申立文書に係る通報がきっかけとなり、保護された個人が死亡したため、家族として事実を確認する権利を主張する。
- (2) 本件における「保有個人情報の概要」は、「当該児童」の病状、低栄養等に関する報告であるところ、「当該児童」はすでに死亡しているため、今後当該児童に関する相談援助業務の適切な執行に支障を及ぼすおそれはなく、開示すべきである。
- (3) 他の相談援助業務の適切な執行に及ぼす影響をいうのであれば、全部非開示とする必要はなく、報告者名等他の相談援助業務に関わる情報についてのみ非開示とし、それ以外を開示すべきである。

5 審査会の判断

(1) 一時保護通知書について

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条の規定により、要保護児童を発見した者は、これを児童相談所等に通告しなければならない。また、同法第33条第1項の規定により、児童相談所長は、必要があると認めるときは、同法第26条第1項<u>各号に定める都道府県知事への報告その他の措置をとるに至るまで、児童に一時保護を加え、又は適当な者に委託して、一時保護を加えさせることができる。一時保護に当たっては、親権を行う者等に対し、文書(一時保護通知書)をもって通知することが原則とされている。</u>

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、開示請求書及び異議申立書の記載から、特定の番号及び日付の一時保護通知書の作成の根拠となった、特定の病院からの通報内容に係る行政文書であると認められる。

(3) 存否応答拒否について

- ア 条例第9条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、 当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。
- イ 存否応答拒否は、個人や法人等の正当な権利利益等として非開示情報に該当する情報等であって、開示請求に対して当該情報の開示若しくは非開示又は不存在

を答えることによって、非開示として保護すべき権利利益が損なわれる場合に適用されるものであり、請求内容から推し量られる情報が条例上非開示として保護すべき情報に該当する場合に、非開示として応答することによって生じる支障を回避しようとするものであるため、当該情報が存在しても、存在しなくても適用すべきものである。

また、「当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、 非開示情報を開示することとなるとき」とは、通常、保護すべき情報の存在又は 不存在が明らかとなり、その結果、非開示とする情報の全部又は一部が判明して しまい、開示するのと同様の状況になってしまうことをいうと解される。

これらのことから、存否応答拒否を行うには、 特定のものを名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、開示したのと同様の効果が生じること及び 開示請求に係る情報が、非開示として保護すべき利益があることの2つの要件を備えていることが必要であると解される。

(4) 本件処分の妥当性について

ア 本件処分は、実施機関が、本件申立文書が存在しているか否かを答えるだけで、 条例第7条第2項第2号に基づき非開示として保護されるべき情報を明らかにして てしまうことになるとして、条例第9条に基づき、本件申立文書の存否を明らかにしないで非開示決定をしたものである。

そこで、本件処分が前記(3)イに述べた存否応答拒否の要件を備えているかに ついて以下検討する。

- イ 条例第7条第2項第2号は、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に 含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができ るもの」については、開示しないことができると規定している。
- ウ 本件請求は、特定の番号及び日付の一時保護通知書を指定し、その作成の根拠となった特定の病院からの通報内容に係る行政文書の開示を求められたものである。一時保護通知書は、個々の児童について個別に作成されるものであるため、特定の番号及び日付の一時保護通知書を指定することにより、一人の児童が特定されることになるから、本件請求は、特定の児童を名指ししてなされたものといえる。そのため、本件請求に対して、開示決定又は非開示情報該当を理由とした非開示若しくは一部開示の決定を行った場合は、本件申立文書が存在すること、

すなわち特定の児童についての通報があったという情報を明らかにすることになる。また、不存在を理由とした非開示決定を行った場合は、特定の児童についての通報がなかったという情報を明らかにすることになる。

エ このような情報は、個人に関する情報であって、特定の番号及び日付の一時保護通知書が指定されたことにより、特定の児童が識別されるものであるから、条 例第7条第2項第2号本文に該当し非開示となる情報といえる。

なお、当該情報は本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

オ 以上により、本件請求に対し開示決定、非開示情報該当を理由とした非開示若 しくは一部開示の決定又は不存在を理由とした非開示決定をするだけで、特定の 児童について通報があったか否かという、非開示となる情報を開示したと同様の 効果が生じることとなる。

したがって、本件処分は存否応答拒否の要件を備えたものといえる。

カ 申立人は、本件申立文書に係る通報がきっかけとなり、保護された個人が死亡したため、家族として事実を確認する権利を主張している。しかし、条例に定める開示請求権は、何人に対しても等しく認められるものであり、開示請求者に対し、開示請求の理由や利用の目的等の個別的事情を問うものではなく、開示請求者が誰であるか、又は開示請求者が開示請求に係る行政文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事情によって当該行政文書の開示決定等の結論に影響を及ぼすものではない。

申立人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を条例第9条に該当するとして、その存 否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《参考》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審査の経過
平成19年5月16日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成19年5月17日 (第106回第一部会) 平成19年5月23日 (第105回第二部会) 平成19年5月25日 (第41回第三部会)	・諮問の報告
平成19年5月31日 (第107回第一部会)	• 審議
平成19年6月14日 (第108回第一部会)	• 審議
平成19年6月28日 (第109回第一部会)	・ 審議